鎧着之巻并附考并義貞記

210.098
Ki139y

国立国会図書館　タイトル『鎧着之巻并附考并義貞記』　請求記号 210.098-Ki139y

ガラス使用

鎧着之巻并附考并義貞記

国立国会図書館
20.3.31
図書館
11239S

国立国会図書館　タイトル『鎧着之巻并附考并義貞記』　請求記号 210.098-Ki139y
ガラス使用

210.098
Ki139y

国立国会
25.3.31
図書館

112292

或本云

義家朝臣鎧着用次第と云て義貞記に引られ侍一よりて十八番まての次第名目を出して

是八幡太郎義家被着けふの事也と云てく

貞丈按一條兼良公乃物語抄に豊原家の秘

書鮮原抄等に義家所乃義家朝臣鎧着用の次第あれ義

貞朝臣の記等とこれ違ふ所多し誠に古傳伝来

きたるのなり故に私に彩画を作りてあり義貞記

きたる事画工にあきられたるあきあやまりて所をあやまる也

和子孫心しるべきよのことをあけられたり

国立国会図書館　タイトル『鎧着之巻并附考并義貞記』　請求記号 210.098-Ki139y
ガラス使用

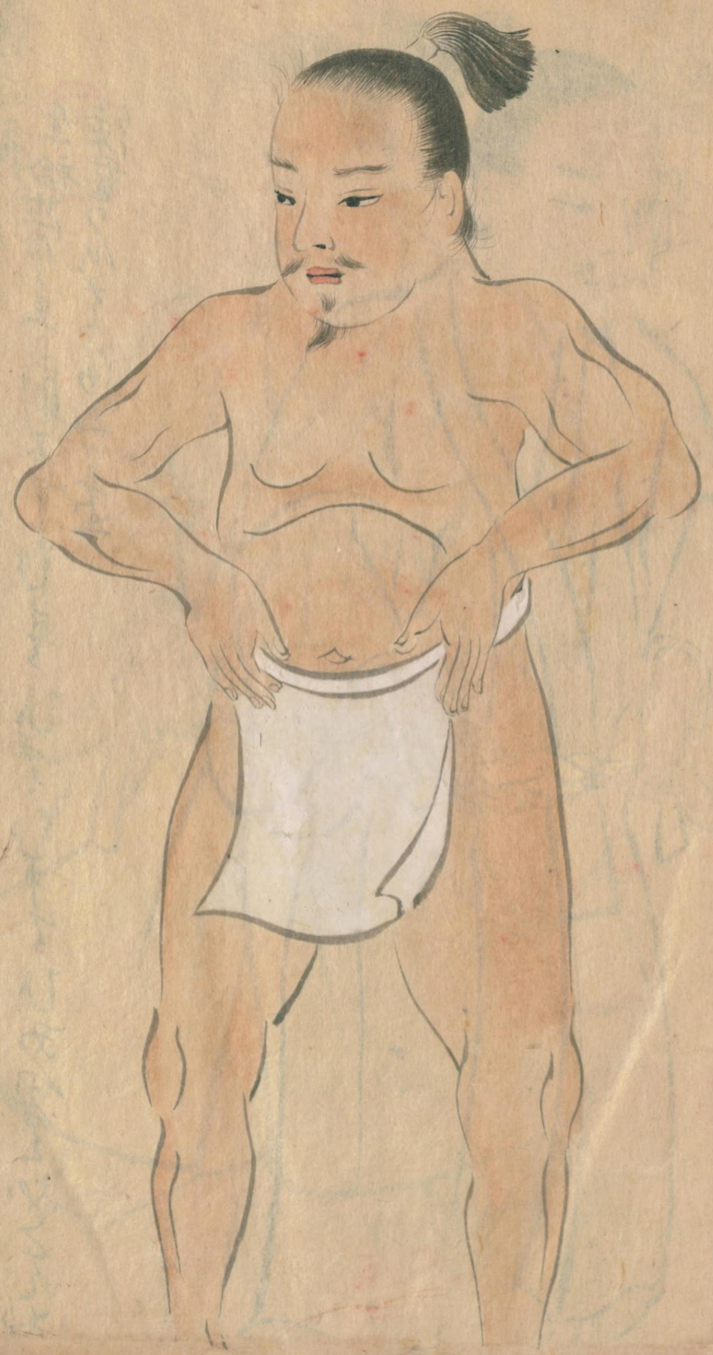

一条面浴衣

国立国会図書館　タイトル『鎧着之巻并附考并義貞記』　請求記号 210.098-Ki139y
ガラス使用

二番小袖 所法拵之孫貫黄と有り
生袷帯を前にてむすびてむすび
練貫のれを付之

三番大口精好 半大口と云て袴きまり結の結ひあまりを揃へ
一ぬ 見えぬ云半大口ハ
後口腰ニ当ル
前ニテ結取前腰
ニ当後へ廻シ前
ニテ二重廻シ引シム
是ハ伊勢氏傳也

国立国会図書館　タイトル『鎧着之巻并附考并義貞記』　請求記号 210.098-Ki139y
ガラス使用

四番乱髪（縁塗）

自身ヲ云縁塗ハ
引立烏帽子其ハ
沙又精好ニテ縫
膠ヲ引其上ヲ漆
ニテ塗ルヲヨシト又亜
井氏ノ傳也

あたりぬを又ぐんぬりと云一名引立烏帽子とふ
うちのうしろの引立ちらせやそうあるをの
かぶりて後をぼくしれらんの方を用
へお

五番鉢巻（白）八尺 五寸

前まで右みつを合ひきりて
右をみまへまりしてう
うるるく

国立国会図書館　タイトル『鎧着之巻并附考并義貞記』　請求記号 210.098-Ki139y
ガラス使用

六番考懸

先右をさしひこ元をさしなの通れ踏を大方より外へ回りて結ひて餘りを外へ回りて結ひ捨りてあり

七番鎧直垂

先袴を左足はかせ入次に右足を踏入きをのおのに結ちがひて左に上に掛着て結ち前立前立を当事此如く着て後腰の前

結ひて餘りをうちの前より通

112292

国立国会図書館　タイトル『鎧着之巻并附考并義貞記』　請求記号 210.098-Ki139y

ガラス使用

全節

一

紐の結ひ様たるもあり紐を中より二つにわかつてこれなるものの方を元にて真結にしたるもあり或ひろくむすびひらくるもあり或説に貞毛のせそをハ袴の間に著返まぶみ結てきるとも本くと云方の用之

打ちのけて

肖像

八番脇巾

（猪熊家ハ代々脇袴とあり何レ事形ハ先左次ニ宮ヒさく紐ハ右のさこに結ひ給ひ

此紐後ニ三ツ結フヲヨシトス

ひろ結の一こ

国立国会図書館　タイトル『鎧着之巻并附考并義貞記』　請求記号 210.098-Ki139y

ガラス使用

九番 拾

十番 髄當 先方次ハ右ハ あつ当 結れ おひ 抱腹巾 全じ

国立国会図書館　タイトル『鎧着之巻并附考并義貞記』　請求記号 210.098-Ki139y
ガラス使用

十一番頬貫　先先ひたり右をとく結乃ゆひやう

十二番服立　上はけ屋のわなかぶしのたり結る下の二ツ
はけつぼ乃結を前後へ出し
やうかくこのごとくして結りと三ツ組もつて立

国立国会図書館　タイトル『鎧着之巻并附考并義貞記』　請求記号 210.098-Ki139y
ガラス使用

十三番手蓋（ふすまの事也）

（おてのまき也）先右の手蓋をさして左の服を緒をもって

結りを三つくみよりする事也

全前

左意の方の袖を肩のきはまで結（緒）りをとりあげ（ふ）

ちをおし（しめて脇下にて）入五

国立国会図書館　タイトル『鎧着之巻并附考并義貞記』　請求記号 210.098-Ki139y

ガラス使用

全前

右手を盆とさして緒をあのごとくまとい義経公に同じ

三つ組の事

ぶ緒の

全前

右のごとくひて盆を左手に緒をゆひてあるりと三つ組りなり

八重

国立国会図書館　タイトル『鎧着之巻并附考并義貞記』　請求記号 210.098-Ki139y

ガラス使用

十四番鎧

（名キセナガ）鎧来々きさう時、先袖の前は
坂乃うらみ（結）て
都の緒（は）後の菓夢よ緒付、水呑緒八總角の板まで
弦自分、何まても弦根かもくし
前の板
方組通し（付置）
組月板
あ
の
ん

全前

さて鎧袖（ふうり）を前（置）て方組と引合の緒を四間合を
て、九こ右脇上下九引合の緒を結（ふ）
りと三組ゆ（ま）て、おりうれあく、上革を落まて
もちまつ前まてを
三組ゆ（ま）ておの
あ
ま
ま
は何色にて
も色とあり紅に懸るかからず

## 十五番刀

（小刀左右にあり）

是も海老さゝの刀也、上帯にて
さして下緒をかまもきれてあり
面にはさきひ
にして結り
とさゝやよりおうけ立
て、海老のさゝ老
あり、上帯よりさして、
下緒を帯にまとり
結て、さゝやにて一まとひ
まして一結して結りを
前よりおうけ立て

## 十六番太刀

（糸革たち刀岳摩鎧革
巻たち刀イカモノ作）

糸革たち刀、革巻たち刀、兵庫鎧作
革、何たち刀よりてもあり、帯袋
袋と足結にけんたち刀は足結と上帯
かたくひきてけんたち刀は快
くめけば帯よりとの
けて結りやうに重帯通
帯にて帯を上帯にて
面にて一うへ
て前後へ廻り
右脇まで片のよい
ちひ結りを三ぢ
まにして結たさゝ
三角にして帯えんを上帯にまわる
一ぢみせざまで伸びて面後へ廻り
右脇

（つるまき糸革黄革小紋革又茶革も也）

国立国会図書館　タイトル『鎧着之巻并附考并義貞記』　請求記号 210.098-Ki139y
ガラス使用

十七番征矢

是は重蓋の籠の服之何も服まてはおしあ猫間
紐結をたの肩上くりあんへ御結り
のしてあつし結りと三組まてあうし主
服の上番り前まてはぶく
結の留花日節

十八番弓

弦を下まてあつてあぎりくり上
可申此程を取て持べ
家陳日共是本弓本式なり
白雲なるものを本をいとふ
事なり（十七）かくこまを
つくなくり
よ

朱書は実義書
本こりて校点

右鎧着様之事十八番繪図　貞丈自画

之着様之事於中ニ甲冑の事ニ元元
冑ハ出陣ハ勿論の事ニ
有まつの為也男ハ之ハ者ニ
ハ之者ニ者ニ成ハ也
と云戦ニ時ニ男をきる
母戦ニ時ニ用る之ハ
着用の法ニ入る時中
是ハ之ハ
古代軍装なり
装ハ古ニ
ハ之乃ハ
入ハ着様之事
安永九年庚子五月
伊勢平蔵貞丈書
于時六十四才

国立国会図書館　タイトル『鎧着之巻并附考并義貞記』　請求記号 210.098-Ki139y
ガラス使用

# 附考

国立国会図書館　タイトル『鎧着之巻并附考并義貞記』　請求記号 210.098-Ki139y

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『鎧着之巻并附考并義貞記』　請求記号 210.098-Ki139y
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『鎧着之巻并附考并義貞記』　請求記号 210.098-Ki139y
ガラス使用

## 袖付籠之図

一前之菜夏之前の
結也
一中之章結也後
之之結
一後之結也總角
横手結也
一水呑之結也あけ
まき自の鎧と結之
同じく引通る事
篭のまき

## 篭手之図

凡甲冑之前也事さるより元来之縫付之家こそ伝
ふれ故実あり（家ゴト今我家ニ在セラルアリ）
り男あり或とゝふハ由ほよそ代まこれ篭の
と便用ハ[illegible]
事合戦縫等を[illegible]
小[illegible]
指[illegible]
うゝひ和の[illegible]
[illegible]
[illegible]
ヲサス也篭手ハ手蓋トテ[illegible]
[illegible]
[illegible]

むく知へらん貞文曰（右日記頭書本書朱書）弓手籠手サスハ隨兵射支也軍陣ニ必両籠手サス也軍陣ト隨兵ト同シカラサル支アリと記されしとも軍陣といへとも籠手ハ懸るへし甲冑作法（巻のこと下の条）ていりて小手の事をとりへつまり射る者ハ弓手はかりのけこころなりあ（けたはは撥ているゝやうに）まこと石籠手さしもの也とこそ有ハ三重会釋三重会釋世の諸侯絵ていとりつとしたいとをもしてしてはの写をなり（義孝卿ハ猩の毛ヲ引の切りこうと写きるおはなてはへこ）さ両籠手と云ハ（ハ）ケ刑部とるやうたる事ハ（ありちのしきの歩毛ハ）ぶと斗さきとりはる云ハ又ハ記ハ貞是ハ右ハ斗書ハ（ハ）ぶくはるとさくと斗のけ（とりくる）まこと貞毛斗着て軍ハ度ハ老鄙ありり又小時ハ事ハ公ハ太口はかり着たるさ白四りさもを武ハ武ハ武ハ

（四方之文）

袖月様の事

袖月様ハ記されたる袖の月様ハ（ハ）ていく完ハ（ハ）れたるもいとりのしの四ハ面の如く（掛緒ハ水干の）冠の板前ハ（ハ）出ハ弓引ハ力ハ射ハ（ハ）ハ（ハ）ハ（ハ）

画学まなびて畫画一通の字公私ゆるすと雖ども其
無字なる者一世にて書用もと匿名歌に切り
もらすと雖ども已に書てもとめる仮名書の字
仮て日記思案なる者一字も人こゝろ言葉なし
むとこの書記せり一形のむ
寛政十一年一代の記録下知朝臣日藤原朝臣花押

（木原甫大楯臣）

新田左中将義貞軍記

むかしよりおもまて文武二道をもて天地のこ
とわりを窺ひ治むる事あり中ごろ
は公家より文武の先とし治教愛乱乃藝を尚
道とし武とし基とし号する合戦の道こゝに我
ホいやしくも薄士の子孫生まれ剛果の心を
わかれ武道を嗜て見る依て代こゝ家こゝ本星時
ときの人のかゝり併へうちをあ形ちうて没知と楚
なふ天竜とと金四ひとしかの心ふ曩極て親伴の彰と
かの星こゝて併子孫の心むをけまきんう自ん
武士ゆ先可為の事
後道をうまきも考しむもるを用心あるべき
事

なきは道理なり片時も心を魔へうばる言葉の中に ふ覚をすて第一向なるは対治者とは
ニ対といふ我とかを入まぜ対治とはいへども敵対
をくくるを下対をいふそれと永年接戦あるへ
但仏力をくくして敵を勝事あるべしとされた毎朝
まをおきな揚枝とれ名ばあるべし口とすて我が星
の法名と阿弥陀ほとけ七度と唱へ西に向ひ念仏唱ふ言
ふとば唱ひ流を百遍をれろ西をれろ唱をれろ
百遍をすれば唱へ百遍をすれば唱へ百遍へ
神明 三摩耶 鬼を三昧を唱たひ摩尊宗と
して身体潔を道祈念をんとして家の運を待八
鬼と悪鬼魔王ち護をあれ 神明 則利生をあ

妙法蓮華経くハ鬼神の本懐も法華経の
陀羅尼なくあるべしよくくこの心をつくして仏神
をたのもこと疑なよ中ゆも道家八氏神と崇敬
しまるべし
一大将軍は何 指心得の事
事も夫は仕をいとくなるとこと
のべくくおもひあるべ怨源を事して祈人を親子
し君は君ある時臣の臣ある事ある事
の君ある時臣の臣ある事なれ世ぐ
んとえらひ捨ることあるべし身は捨て行て心は
留まるべ書にいもくはまきるべ人は事

く友[illegible]なくまりまるとまくまくとかくしたる
思ふ男たち〜九世の善人なれば
ふ陽の氣威の有ふて[illegible]
まてれまこれ大木生をしれ水流まこれ大角ふねこと云
まさまを心ふ[illegible]ふ[illegible]
書うて〜諸ふ雲の[illegible]ふ[illegible]ひ風の虎ふ沿ふ
る〜〜男人ふき時ハ我ふを[illegible]
時我ふ振舞を感さて〜〜[illegible]ハ
人乱と有〜〜ふ[illegible]
陽と陰ふ[illegible]
振ること[illegible]

おのゝ身のわのゝ心を〜〜かゝふ[illegible]
思ハ物ハ[illegible]
誠ふ我ふ身と心ふ[illegible]
根事ハひふ事〜陽ふ院のあ[illegible]
ふ[illegible]時ハ[illegible]
憂世ふ〜〜ハかゝまとゝ[illegible]
[illegible]我ふ[illegible]
とあ[illegible]
き由の陽ふ[illegible]
あ[illegible]ふ[illegible]
心ふ[illegible]

是も家我々のおもきはかを恨奉り其又
云人のあるまくしい天罰きよのうれ天のあるまる
賢八人のあはきは依るくことといへり後漢書に云人の
恨るあり天のさるあり人のおもふ天のくことを思ふ
ことはりさるれを後人の然を彼々くそとめあ
人を志をふくせよ今はあはの恨るを依るくを思を
捨はは依るく命をあるとあるを代の者を学
は品目をあるくことはをあるくくしを治ふをの里
を礼と朝を先とを乃今の人の恨を
おふことを下は学者あるあし君考乃ふ又後代
の人のよるくくを殺は当時の著有

陪るくをのくしあるくくを恩をおりひるく新
切をとまるまひうくりあるくを人とくくいをん
や者も不忠あるくをるく今忠あるん當何を学あ
さるん但を忠用くくさるる時を恩旧切を賞を
くくを又を身社を忠を人をくくり
むるあるまを殺又義を能あるくくを
ふるるん乃を科をゆるしるく貴ををくくを心さ
あきをあるく方能何の学あるん又をく君くく
を為あり又くくを何学を為をくくを忠あをくとをく
形あるくを四八人の大切之大切を学を時を学を科
あをくくをも不孝をを乃をくを殺科の事

書云今社稷と為に〳〵の切を捨る者也捨とは
りさまをふるひの者也一度のあやまりあ
といふ共又祖の事の忠あるを思ひ宮殿の沙汰あ
へきや天竺の人をきらふ事小罪の時はいとゝ此神と
おこゝろをくわつくこと〳〵れ〳〵大罪をおこなはさ
きけんこゝろるもあしし切ふさに賞をたゝへ流
者者をは切ふ事賞と行なさまこを忠臣
をはゝるさまを罪のたくあきを捨〳〵忠を
あきく共賞を行〳〵書云切捨賞せられた大
切たゝとゝ
一敬を討へき月日并方角の事

玄八度辛の日　戊八土羊の日　秋の丙子の日　冬の
代巳の日　出用八甲乙日元の用地但三日五日九日十
一日十五日十七日廿一日廿三日　木九日是神のゝく強ふ
の月の晦日不一敬を討事なゝ
事なり〳〵六月一日二日七日八日十三日十四日十九日廿日
廿六日是神上吉ゝ又日ゝ二時夜ゝ二時人死ゝ事
為此時神ゝ〳〵ゝ此時不切ゝ敬
を討事〳〵〳〵是を法のゝ中ゝ又知死
敬の古ゝ云ゝり此時を知ゝ要心と男国ゝ
敬を社ゝ女社方ゝ四ゝ討ゝ〳〵神のかゝ
〳〵此神まゝ神〳〵ゝ神の方ゝ高ふく敬を

討事ゆめ〳〵あるべからず大将軍并天一神を
行のたがへし豈三神一体不二大切こと
一陣を可乱事　我分勢の時山川を前に
あるべき勢の時山川を後にあるべきこと
もっぱら弁不二防て一番の備と存べし
弦巻着さてくきり次きの事
一番俗衣　二番小袖生合羽
三ニ大口袴　四ニ髮乱緑染
五ニ沓　六ニ弓矢
七ニ鎧　兜　八ニ太刀
九ニ〳〵弓　十ニ太刀あるべく
十一ニ沓ぬぎ　十二ニ服立

十三ニ手あぶり　十四ニよろひ
十五ニ刀　十六ニ太刀
十七ニ征矢　十八ニ弓
是八八幡太郎義家の着者なり
一兵具の事
たゝ八清和人のことく家〳〵の先祖よりて長さ八
尺式寸式寸弦神の清めわたしもしく又家の故事もさ
こそ〳〵きこゆ〳〵ちさ一丈弐尺式寸弦かゝるきとも
上矢は鏑矢の根を式とし一説ニハひらきは羽
中白説ニハたゝは羽又ハ云ハ羽とも云あり大れあ
三さ八之勝鬼はよろひ弓は白木の長藤弦也事

大将軍のさゝ[illegible]八幡殿奥州合戦の時
宮あゝきゝ早ぬ[illegible]鎧きせる袖の時[illegible]書
子小侍帯をあ[illegible]の中ゝくさをと入よ[illegible]
ときゝ[illegible]たゝあ又鎧を着ける袖の時[illegible]佛
神の[illegible]ゝ下馬ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
せんや又戦よ出る時酒をあ[illegible]是祈願を服
せん新之菜の歌字肝まゝ[illegible]ゝ[illegible]
鎧ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
居ゝ所をゝ[illegible]是祈願
着よ戦あり鎧子[illegible]細み又馬ハちいさゝん
とおり一下ゝふあゝ人為ゝ又[illegible]家ゝ[illegible]毛ぬゝ[illegible]

鎧の上ゝ[illegible]ゝ[illegible]の御神馬ゝ[illegible]毛乃ゝ[illegible]
ゝとゝ[illegible]人[illegible]ゝ[illegible]
いゝ[illegible]朝日雪[illegible]野ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
川原毛ハ何[illegible]ゝ[illegible]中ゝ[illegible]
時時ふ[illegible]ゝ[illegible]中[illegible]
中ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
社神[illegible]又刀ハ[illegible]
弐寸八分[illegible]
八十二間[illegible]
子三寸[illegible]

寸漢の弓祖の三尺鈍と云寅ハ二尺七寸八七寸を表に
長さ弐尺三寸拵ハ七人の耳のひくまひとしき
ゆゑ〳〵ハ上具足未我〻ゆゑ〳〵ハ
〳〵凡ち刀ハ馬の上ゆゑハ九拵歩立ハ八拵あり
長刀ハ馬ゆゑ十拵ゆゑ三ゆゑ九拵之かゆゑ細く書傳
と完む〳〵又人と祈〻ひ討ゆゑ人匹〻ん有ゆゑ
先頭ときゆゑ〳〵あゆを立さゆゑ〳〵高二人を有き
あ〻ん而ゆゑ先ゆゑ〳〵ゆをきゆゑ〳〵あゆを立ともに
さ〻〻ゆ者之

一馬場の儀乃事

面くはあひは紙ゑくくむ〳〵我身ゆ勢の取
ゆゑなくむ角ゆ〻ゑたゆ者ゆ紙ゑくゆゑ仕ゆく

ゆく紙敬をえ〻んくゆちあゆ者ゆ敬ゆ紙ゑくゆ
ゆゑ者ゆ口傳角ゆ〻〻能〻見ゆ者ゆ敬ゆ者ゆ又ゆを板
〻〻ゆ又敬ゆ者ゆ者ゆ紙ゑ切〻〻敬を三ゆ者ゆんゆたゆ之
ゆゑ者ゆ足ゆ三ゆ者ゆ者ゆ面ゆ者ゆ者ゆ面ゆ者ゆ者ゆ者ゆ
さゆ者ゆ者ゆ者ゆあゆ者ゆ者ゆ者

一生命ヲ捨ル者ハ卿も勇士と雖も屋敷家の
日記ハ其ノ身死を以て証ス生死安ク所ある
ヘシ　雖ハ書ニ生ハ夜ニ書ヲ稽るヘシ
云り誠ニ此刻者通の知模成と云ハ一篇ニ心得て
あやまるヘシ　田ノ可ル此為ニ進ル事ハ
ヨるべき趣ハ有り　是ハ云ル私の理ニ付く進ル
ならん故ニ方人の西ハ　たちまちも故代ニ首く
西月をヲ綿ハ　ヒとんとハ　ヒ　ヒ　ヒ　死
せしといへとも　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ
死ルヨハ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ
物ハ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ
の身命と捨と云夫方居の御大ヲ社ハ又ハ

死厚ヨ乃打節ハ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ
所詮なるこの何そ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ
もたて命を捨ハ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ
ろくまてる高名ヨ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ
の中乃不覚と云り　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ
同四節本領　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ
良ハ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ
花ヒの宿ヘ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ
様の前ハ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ
代の　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ
一　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ
ハ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ

おりひとりの義をとゝ則此るゝ方まとゝやゝく
ひりまを後うれしとハおもへ（ゝゝ）其後の前司殿之
我分ハ陣屋義秋之さきて中くりひ出れる細ふし
家ハ土方許ハ方ひゝく居下為ゝく已ハ下國也
んとするに寶治年中のゝまやゝ其後の前司殿歟
まゝくゝゝ（あり）土方金平の四郎ゝゝ云根
我居下ゝ之新土ハ急下らんとたゝふと張あり
きゝ其の後の前司殿ハ成ゝ四郎へ為あいまく
るの思ひと歟きゝ此時才命下御指先ゝ之せんと
おゝ中ゝ海ゝ此下ゝ知ひ急下あゝやゝとゝ也て後
ま後歟ハ討死て命ハ我ハ依ゝく控きるゝ知ひ
安ハ為ゝてやゝ中ゝ中ゝ中の四郎ゝ之の遊ハ

仕ゝく下ゝ之ゝ中ゝ富士川の西まゝ海ゝ遠く
見と同日死て是又ゝ兵ゝいきゝゝ新實ゝと不思儀
ゝゝきハ理の道ゝ有ゝゝむまハ御ハ道事
ゝゝ武文云ゝ悲あゝ人とハ新東とゝ
新のゝくれひ思あゝ事ハ仲ゝ我と論せて
ゝ後の禮を為ゝ切なくゝく人の思ひ
あゝまハ為ゝて仏天のあゝ為をゝゝ
ゝ為ゝ科と時ゝて行ゝ為ハされゝ之ゝ人ゝと云
り為ゝ思ゝゝれゝ為ハ科ゝ事ゝ是ゝ科
敢ゝ凡ゝ分ゝ為ゝきハ為ゝ
ゝゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ心
一ゝ為ゝ為ゝ時ハ為ゝ事

尚道の仲を思ひ[illegible]
[illegible]
[illegible]
前田とうち[illegible]
[illegible]
[illegible]

はかり心とおもへる者の多勢なれとも力をあはせ
ひ心たるものもうちあつまりハ諸士一人当千と謂へ
し又我の先をあらそふ者ハ今よりのちまて大数多と
いへとも保元以来承久の乱にまて人の評論へくらハ
山田三郎・畠田三郎・藤四郎・佐藤兵衛尉義平・足利
又太郎・太郎佐・木四郎・高橋・執権・原・佐・京・平
山武者所・熊谷次郎直実・宋田右衛門・中山五郎・
多賀谷・長岡・横沢・右京・白井・右馬・佐野・日本
五乃侍・佐中・五郎・小十郎・佐人之郎・せらまる
へくハ我れ先陣と云ハ所方と後世我
此面を立ぬ者つくるの中に山田三郎・進行ハ数多
所方おり・拾うまき只一人殘為くく云城をもて高名

の陣をせるひ命をこのひくみを後代に揚まし
ハ敵をくくきておもくくをれ又熊谷平山武の山
論と根と共に越くく先陣をこのく見又ふ辺乃義経
乃義経ハきをもおくくにとてそえゆき成田
右京亮おとるとも上ちくく後陣よりとりとも
志ちなぬ仏又雅乃侍二親に不孝あり武文云
陣に為くく我をさくるを考ふるも忠さといふ
有ハ我の先陣とつまるを父之忠と孝二ツとつふ孝
八幡一と云ふ我の先と加きんとあるへ安
しくく八成くき者之又先陣ハさるを先を譲人ハ
千人の中に一人も称称なくくつ忠孝の二を所要へ
一親乃敵討へき用之の事

首級十郎左衛門をとるゝ言葉なき程の御しゑ
難有し但後くはゝ家学べくゝ八宮人時き
くるゝまゝくゝを揚くゝ成人の後まゝ年を送
りいつか槍死よりも遠かりくゝ本ことゝ思は底をつけ
つゝたくあゝの敵をひくゝ人とゝひあるゝくゝ考を
論をゝ機嫌とゝるゝくゝゝ利時よりせくゝ勝負
をゝ決せくゝ敵の宮ゝ家をゝくゝゝ敵の
宮つゝくゝ我命を捨くゝん城事をさてわるゝ
去ゝ未久よゝあゝの敵をは見ゝ敵
の敵をゝ者ゝ自先よゝくゝゝ
一自宮の事
大将軍まゝ軍の時ゝ服を切事なゝ退ゝ紀

侍ゝ有ゝくゝ公命あゝんゝくゝゝ我くゝ討死くゝん
とゝゝゝ似侍成ゝ人自宮乃抜ゝ拵ゝくゝ
一出産の口論の事
恥辱よゝあゝるゝゝゝ耳よゝたくゝゝを虜
ゝゝゝゝ時ゝ一面よゝ
切くゝゝゝ詞を殘ゝくゝ
といひ合ゝ人義ゝ服ゝくゝ心剛よゝくゝ
いくゝ敵の服ゝ立ゝ先ゝ云ゝを殺ゝいひぬ
きゝゝゝゝゝゝゝ時我勝ゝぬきゝ
いくゝ隠ゝ紙ゝ心ゝゝ
一用心ゝくゝ事
尚家の日記ゝ道ゝ人ゝ行ゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

よ為〻一併要心の故之又昔弱和と云あり心剛な又
かつよく弓馬の道者之武門の夜四日之をもれを
ヨく八一人百騎〻て知〻くらり女の許よ行く
と為る此女うつ〻りく月城乃ほくるる中方致
別あや〻しくおもひ〻くれ別の用あて童子之
らせ其口ハ一人ち力ばなきゆ弓矢をとれ除く袋を
隠て向なる家の門ち行とらろあて
弾中の板ちひ具るを後交くは云八人我宿
ちてる門の前よ押寄あく三人弓袋指くつ乃脇よ
立三人八ち力を抜く内へ入弱和ら帰ホ起合くを
内よそと心はさ〻よ防戦敵三人切留くたく
よ八家を破まくちをあ弱和乃矢をとまにをを

乃矢袋をけく外よ立てる弓矢を射箭を抜
あへうろをよ一丈半弱和ら手のさ〻弓
元一人矢下よりあをを八れぬ今一人の弓矢今れ弦者よ
付て敵者ら抜をあく立たを以れ程て矢先
ちろく立たり敵和又ちきなく二矢抜見し矢
場よ立ぬを後ち力を抜門へ入武人切ふをあ人
逃よりは敵和ひしかう用心除うかをきをれを度
こか抜の弓矢を忘るとのや女の抱どおしぶあのう
那〻れ男の物をあんをるよはあのく〻は事おりひ
なル敵そ為義き後ひ例よ逃てるひをあや
しめく云ひを見れそ心はさ〻ををむし見
用心の元要〻去ハく女て〻よ不審あるへきよあ

は上西門院の宰相建礼門院の校男の別をさてく
ひく女房の宣旨と形付同建礼門院の左京大
夫の前と中ハ資盛ハ忌日ハ悪日ハ仏事
ハいつとなく我方のうん後まくしあけきて
いうよさん我方ハの世をてもあき
昔のつふ知わ方ひとものハ
とをめりかふ女房もあ方ハ方ハ一帯
あらんも情あるを中あるつ〳〵かハの事いの程
あまを笑ハ又南京の日記ハ用心ハ膳病ハし
て心ハをかうまりくとて知へくる又戦場ハ附
宿つ〳〵ハくるを中わと云事又ハ仏陀ハ
も心ハ十会ハ用心ハくあてくし

一様の用心乃事
山ハ法ハ上ハ法ハ法ハ先ハ上ハ下ハ法ハ
ハ陣ハ立ハ一是我方言ハ敬をくハ
又ハ合さん当ハ元ハ法ハ前ハ方ハ心ハ
かハ月ハくを星ハ合ハ死さん心ハ
一道ハさん吹の用心の事
山ハ法ハ事ハさん時ハ分ハ
ハ里ハ出ハ聖ハ法ハ
ハのおハくを求ハ者の問ハる方ハ
ハおハくを必人ハ近ハ方ハ問ハ
ハハも貴ハ植ハの吹ハ仲ハ云ハ
孤行を討天ハ大雪ハ道ハ

老馬道と知しと云ふ事あるとて馬を放て行ふ法にて
ありしへ伝ると云り

一 まこと云用ゝこの事

先心技体よりはなく振舞なり
善きく振舞又無礼なる八道の第用ゝ此ゝ置き
ての信ハ孔きくれ法と云事あきは其人の形成
心中後ゝ隠きあるゝしいたゝん や智者言ゝ言と
い今の心中と知へ一たゝくゝ事ゝ
くゝ風の吹を知れ西のゝ方つゝるゝ
知らゝ一ゝきたゝくゝて推量と以人とあやまつ
事あきゝ人心ゝ知れゝをぬて拙ゝいゝ時り
乃支ゝ処ゝ考へゝれいたん や推量をを偏ゝ考

此奏ゝれゝ賞ゝ月ゝ出ゝ罷ハ年ゝ送ゝ
事あきは いのふゝ賞ゝ急ゝ考ゝ罷ゝ
ゝ申ゝ法せゝ又一人を害ゝて万人を助ゝ交
ゝあきは事ゝ考ゝて科あるゝ百一箇条
んハあゝ や ハ法興師車を学ゝ大むきれと
ゝ しき侍ゝのゝ役ゝ此ゝ中藤ゝ考ゝ
推条の儀ゝ師書ゝ屋敷ゝ大庭ゝ衣通相
ゝ安代ゝん我論ゝ法ゝ先ゝ立む付て何
度ゝ下ゝ集ゝ馬ゝ事ゝ合戦場ゝ
此ゝ先ゝ詠ひぬゝ ゝ人ゝ
附ゝ引ゝ ゝ引ゝ面
し但急事ゝ手ゝ中ゝ

評的の後あるべきなれ但又しさいそなる事異
船舶をつくめくりて一日社寺書籍あるは不信
の後あるべし但さる雑き事にて酒をたべ酒
たるべん時に能尚書所たつしもるる事あるべ
社家如いつくのるもあまり一度の不義は永先
途を失ひて去所宿れの時いかにおとけくいぬ
る事あるべし眠はたくさる時に飛厚社出来らむ
事をなのみへて死と眠と事自是に類をえた
まはるべ人社事只此外道たるべんはそこまつあるし
対と持意を捕へ事あるべ事あまるべく大
庭ふるとおそくべんを切とめたるべ前の限は飛ふ又
或説にあるをきらるまて誅せてくべと云事あるべ

主君社会と可申
一外はら馬合戦道を立用は国果の道理と可云
る古今悪いをもつくる人実義をのいて文武
者此の人生知る事なして是をもつて仍を
後あるべ為めん者は本朝近例あて是をもつて少納
言入道信西戦場世をくまこの道貴をもちて
いつとも国は死罪あまこ天乱絶ていふ事を
れて保元一年七月又義絶ていふ
こ為べく根くもる後世年と治元年十二月は
主殺と誅せられいとん義朝の人ひとつく
きをもや又下世守義朝宮下まるべく文為義を
切て後中二年あて信れはかくべれ事初命

狂めさいそんや私の悪しきをもや信頼又有月城殿
忽ち誅をうまりてそうしてそう大夜大月清豊云治兼之
年十月法皇を鳥羽殿へ押籠まいらせ後三年
を経て養和元年ようやくさて又中一年を経
て寿永二年七月に子孫ちの外に為さて去後三年
城強く文治元年秋義二つ皆失ぬ源義仲義経二
年七月廿六日入洛して西京を追討し別又朝敵と
なるもいくもなくまて明年正月廿日討き三年前
車の震をうるの情まさりきれいわるうを
外山月社中一番注するふれらるを只公益の思召を
いく外に故道と咲ちて冠位を捨て命を抱
つり間に意思深して諸人の心に法へ去白居易

父母の金をは先ふ世一人の心をうし形ろうと云
り諸成の教法道を法おむ必ずとして天下を護
美民を扶おまる事尚道に辺るるうたの弓矢
城常をく路をは前の様人城守護をるたて契
うへ月月を四土城てうしうし水火の人面をを
こくむに似り去は世百に偉事出来服朝敵に張こ
に新法をいそん永命城おまれ事に程に有く
後を罪ーうをたくを武家の所位を知り
まる事一併四土城守護せん角先公都来城命
あるこ此心あるうん業顔為人まれるの去は書東
此念と思きに成て心に是城さうをを
子孫の後業と称ふ中水まさうんとて城一変元

んて先を切り合ひ
てくれ申すべしてはらの事
一武芸を角つる道と何さてくきる中
者道ハ善悪共に心得て善をは貴し悪をはぬくべし
更に善きる事なくて付まらく不義あるべき先勝負
はせんに一心三拾三手四性五力六論七盗八害此八ツも
頭くを勝負へ有へし去は勝負八勝しものハ少し
はくるるの為に一心とはまくるは大事とわるべし
二物とは物を多く形ぬきは一まくき三五十まく
きはすたくくのことくすきれとさぬ
るかは三手の下まくハ勝るあるべし五力
とは能まけくるん附五ちひ元事あるべし

力をもてかるふへくくし六論とハ毎日の場合もる
を論ずまくくくし七盗とハ人の国城くまくくく盗
城能きる事之八害とは先せんせかはりとぬ附害て
元くくさきは用ハ彼戒ハ罪外ハ五常ハ肖
ハ之古人云勝ぬきは欲をまくけ負ぬれ拙おを
能く法くく次ハ羽六の事さくくハ技をさ
引へ式ハ事くくハ衣を引去移ハおをれをたる人を
なりをを取ハかくひ方ををたくくさし此是
とり又指引ハ有くさ文なひ字けくくの方城
諸又月城打事口傳者ひハ圍碁此事百月
くくハまりて去夜秋をに死をあを此方ハ有ハ去
は去の為を諸ハ能へくし能是ハ有へひはるを此事

百姓事百姓事なれども諸道の人十諸
ましたやうにおもはれさまに細しやうに見へつるにも
此藝能者ハ一ツ馬場殿事并弓射事
是常にあるまは是をもちるはなれ次に笛絃の事情
あのゝ事ゝ考ある抽のゝ宮商角徵羽我
をもちふまに或ハ云世百姓盛衰をもうり人畜死
生を知事楽をもうるこゝろ海ハたし
やうく人ゝ知ゝるまゝ先生自のゝ我ゝ我義
ゝゝ考て合教の勝負と知へゝ此の調子ゝ
相死因ゝあゝ主相の二ハ吉死因ゝの三ハ凶死ハ
あゝ表ハ此の悪死因ハ又此の悪ゝ表ハ四季子
死ゝ宜ゝ注

春双調王　黄鐘相　一越死　平調因　盤涉老
夏黄鐘王　一越相　平調死　盤涉因　双調老
秋平調王　盤涉相　双調死　黄鐘因　一越老
冬盤涉王　双調相　黄鐘死　一越因　平調老
土用越王　平調相　盤涉死　双調因　黄鐘老

以上尼丁料理ハ文所作ゝ又何とかくせまゝたゝ
ましたつさ当ゝ世ゝ古今此序ましたにき
此の曲の心をもなゝるゝ家ゝと云ゝ者道ハ
情ふのゝうゝ考心ゝ様ゝ様ゝ中ゝ為所定命二十又
長ゝとゝもゝ十八中ゝ者ゝ上者ゝ不定ゝ考ゝ雷光
朝雲のゝ如ゝ命ゝ情ゝ知ゝ我ゝ必ゝ彼ゝ先ゝ此ゝ
死ゝ家ゝ服ゝ有ゝ事ゝ有ゝ此ゝ中ゝ有ゝ者ゝ考ゝ

其の時神ぬ[illegible]を後代に揚子孫に面目とあ[illegible]
元人事君に忠孝何事ぞ是に
さん[illegible]よりもあ[illegible]ふ幼よりしたがひ来ハ品義と
何ぞ[illegible]死ぬ何とぞ知[illegible]ら欲ゥさらん我はいつまゝ
宮まゝ常に心ゆ又忠を忘ゥ[illegible]ば是一大事れ
肝要之道の大切きめしの書ハ詞ぬ[illegible]さたと偏
[illegible]ひ[illegible]義度なる[illegible]れとおりふ[illegible]ま[illegible]
れさ[illegible]ら[illegible]ひ時刻の事

一二十五六日　子午刻　卯酉刻
三四五十七八九日　巳未刻　辰戌刻
六七廿廿一二日　申刻　丑刻
八九十廿三日　卯酉刻　子午刻

十一三廿五六日　辰戌刻
十三四廿七八九廿　巳亥刻
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『鎧着之巻并附考并義貞記』　請求記号 210.098-Ki139y

ガラス使用

## 腹巻着様　繰標の緒止攻并坪板付ハ

肩上の釘の緒をむすびて胴丸くくりたるの緒同前下数の下まで結ひ其のくくり坪板をとおしくくり定る踏皮片定ハ踏伸肩上の表へ坪板の前を掛る

此書云古しかく有て古の図と生し又鎧捲帯袖付様とありて腹巻を不着以前に袖を付る腹巻のセヶの緒あるくくて深緒掛緒二所あるくくは又胴丸の丸捲の袖のくくくセヶ緒深緒掛緒三所あるし市之後藏家のくくく

国立国会図書館　タイトル『鎧着之巻并附考并義貞記』　請求記号 210.098-Ki139y

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『鎧着之巻并附考并義貞記』　請求記号 210.098-Ki139y

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『鎧着之巻并附考并義貞記』 請求記号 210.098-Ki139y

ガラス使用